## 令和5年度 町民税・県民税申告書の手引き(所得控除)

## 3~4 所得控除(所得から差し引かれる金額)について

社会保険料控除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期 高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料等)を支払った場合。 【控除額】支払った金額								
小規模企業共済等掛 金 控 除	前年中に小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金若しくは個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金を支払った場合。 【控除額】支払った金額								
	旧契約(平成23年12月31	日以前に締結した保険契約等	新契約(平成24年1月1日	以後に締結した保険契約等)					
	支払保険料	控除額	支払保険料						
生命保険料控除	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額					
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の1/2+6,000円					
(一般生命保険料)	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の1/4+17,500	円 32,000円超 56,000円以下	支払保険料の1/4+14,000円					
┃ (個人年金保険料) (介護医療保険料)	70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円					
	【控除額】それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額7万円) 新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上の算式により計算した控除額の 合計額(限度額2万8千円)								
	地震保険料支払額	控除額	旧長期損害保険料支払額	控除額					
	50,000円以下	支払保険料の1/2	5,000円以下	支払保険料の全額					
	50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以上	支払保険料の1/2+2,500円					
地震保険料控除			15,000円超	10,000円					
	※長期損害保険契約とは、平成18年12月31日までに締結した契約のうち、満期払戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上のもの。 【控除額】それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額2万5千円)								
寡婦控除	する方を除く)。 【 <b>控除額</b> 】26 所得金額が48万円以下の扶養 合 が生死不明の場合	親族(他の者の同一生計配偶者や							
	○ひとり親 れる者がお	らず、合計所得金額が48万円	は配偶者が生死不明などの方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認めら 金額が48万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者や扶養親族と いつ、合計所得金額が500万円以下の場合。 【控除額】30万円						
勤労学生控除	本人が学生又は生徒で前年中の合計所得が75万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合。 【控除額】26万円								
障害者控除	本人又は同一生計配偶者や扶養親族が(特別)障害者である場合。 【 <b>控除額】</b> 障害者・・・26万円 特別障害者・・・30万円 同居特別障害者・・・53万円								
	色専従者、白色専従者を除く)の合記表にあてはまる控除が受けられなります。								
	○配偶者特別控除 円以		る配偶者(青色専従者、白色専従者を除く)の合計所得金額が48万円超133万 計所得金額が1,000万円以下の場合は、本人及び配偶者の合計所得金額に応じ る控除が受けられます。						
			合 計 所 得						
		900万F	900万円超 950万円以下						
配偶者控除	48万円以下 (控除対象配偶			11万円					
配偶者特別控除	老人控除対象	3070		13万円					
	HL //H	円以下 33万		11万円					
		円以下 31万		11万円					
	の 105万円超 110万	円以下 配 26万		9万円					
	<u></u>	<u> </u>		7万円					
	所   113万円超 120万	円以下     特     16万       IIII     別		6万円					
		控		4万円					
		円以下 除 6万		2万円					
	130万円超 133万 133万円超	円以下     3万       0F		1万円 0円					
	100万円地	0	1 013	013					

## 3~4 所得控除(所得から差し引かれる金額)について 表の続き

				本人と生計を一にする親族(配偶者、他の人の扶養親族とされる方、青色専従者、白色専従者を除く)で前年中の合計所得金額が48万円以下の場合。 ※16歳未満(平成19年1月2日以後に生まれた方)の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、町民税・県民税非課税基準の算定等に必要ですので、指定欄に記載をお願いします。						
扶 養 控 除		区分	年 齢			控除額				
	養	控	除	一般扶養控除		16歳以上19歳未満(平成16年1月2日から平成19年1月1日生まれ) 23歳以上70歳未満(昭和28年1月2日から平成12年1月1日生まれ)				
				特定扶養控除	19歳以上	:23歳未満(平成12年1月2日から平	成16年1月1日生まれ)	45万円		
				老人扶養控除	70歳以上(昭和28年1月1日以前に生まれた方)		38万円			
				同居老親等扶養控除		老人扶養のうち、本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者との同居を常況としている方				
雑	損	控	除	本人又は本人と生計を一にする総所得金額等が48万円以下の配偶者その他親族が有する資産について、前年中に災害又は盗難若しくは横領により損失を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合。 【控除額】次の①と②のいずれか多い方の金額 ①差引損失額一総所得金額等×10% ②災害関連支出額一保険金等の補填金額-5万円 ※差引損失額=損害金額+災害関連支出一補填金額 (注)災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などに支出したやむを得ない費用をいいます。						
医	療	費 控	除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る医療費等を支払った場合。 【控除額】医療費の実質負担額ー(10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない方の金額)(限度額200万円) ※セルフメディケーション税制の摘要を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)						
				本人の合計所得金額により、下記表にあてはまる控除額。						
基礎控		本人の合計所得金額		控除額	控除額					
	Lute	P.A	2,400万円以下		430,000円					
	健	儊 控	除	2,400万円超 2,450万円以下		290,000円	290,000円			
				2,450万円超 2,500万円以下		150,000円	150,000円			
			2,500万円超		0円	]				